

## 7 地区計画

地区計画は、都市計画法に定められた都市計画の一つで、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの施設の配置や建築物の建て方などについて、地区の特性に応じてきめ細かなルールを定めるまちづくりの計画です。

地区名	全体面積 (ha)	地区整備計画 区域面積 (ha)	用途 地域	地区計画の目標	地区計画の動因	当初決定	最終決定	建築条例 施行年月日	備 考
南宝来地区	47.5	43.0	一低 二低 二中 一住	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)	H12.3.31 音更町告示 第36号	H20.7.22 音更町告示 第111号	H12.6.22	区域の整備・開発及び保全の方針並びに地区整備計画の一部変更
I C工業団地地区	3.5	3.5		周辺自然環境及び景観と調和した良好な工業団地の形成を計画的に図る。	民間開発行為	H12.6.22 音更町告示 第81号		H12.6.22	
すずらん台地区	27.4	22.8	一低 一中 二中 一住	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)	H13.10.25 音更町告示 第91号	H26.8.25 音更町告示 第91号	H13.12.25	区域の整備・開発及び保全の方針並びに地区整備計画の一部変更
共栄地区	26.0	11.1	一低 一中 二中 二住	開発事業の事業効果の維持、増進を図るとともに、居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	民間開発行為 用途混在の防止	H15.3.28 音更町告示 第33号	H20.7.22 音更町告示 第106号	H15.12.22	区域の整備・開発及び保全の方針並びに地区整備計画の一部変更
宝来本通地区	5.5	5.1	一低 二中 一住	個人施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (個人施行)	H17.3.29 音更町告示 第41号	H20.7.22 音更町告示 第107号	H17.6.20	区域の整備・開発及び保全の方針並びに地区整備計画の一部変更
開進地区	15.9	11.0	一低 二低 一中 二中 近商	開発事業の事業効果の維持、増進を図るとともに、居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	民間開発行為	H18.3.31 音更町告示 第58号	H20.7.22 音更町告示 第108号	H18.6.16	区域の整備・開発及び保全の方針並びに地区整備計画の一部変更
開進西地区	5.8	5.7	近商	個別の小規模な開発事業等を計画的に誘導することで、環境の悪化を防止し、良好な業務用地の形成を図る。	民間開発行為 用途混在の防止	H18.3.31 音更町告示 第59号	H20.7.22 音更町告示 第109号	H18.6.16	区域の整備・開発及び保全の方針並びに地区整備計画の一部変更
十勝川温泉地区	34.6	34.6	一住 商業	開発事業の事業効果の維持、増進を図るとともに、居住環境の悪化を防止し、良好な住宅市街地と観光業務地の形成を図る。	民間開発行為 用途混在の防止	H18.3.31 音更町告示 第60号	H30.4.1 音更町告示 第45号	H18.6.16	区域の整備・開発及び保全の方針並びに地区整備計画の一部変更
音更東通地区	8.5	7.4	二中	開発事業の事業効果の維持、増進を図るとともに、居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	民間開発行為 用途混在の防止	H20.3.28 音更町告示 第43号		H20.10.3	
共栄南地区	6.0	5.7	近商	市街地生活拠点として、地区住民等のコミュニケーションやにぎわいを創出する多様な都市機能や交流促進機能の導入を図る。	生活利便施設の 立地促進	H23.3.29 音更町告示 第67号	H24.11.30 音更町告示 第152号	H24.12.18	地区整備計画の一部変更
希望が丘地区	39.5	23.6	一住	周辺の住環境などと調和したスポーツゾーンの拠点形成など、高次の都市機能の集積と維持を図る。	公共施設用地など としての土地利用	H23.3.29 音更町告示 第67号	H30.4.1 音更町告示 第44号	H23.6.22	地区整備計画の一部変更